

# さくら通信2月号

2010年2月 No.62

発行

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

## 生田種雄教授

生田種雄教授が亡くなりました。享年81歳。関西学院大学経済学部における私の恩師である。当時40歳前の新進気鋭の助教授であり、パッション豊かな教育指導に惹かれてゼミに入れていただいた。逆三角形の見事な体型と童顔が同居し、熱心なクリスチャンであった。先生のアドバイスに従い商学部大学院に進学したが、その延長線上に現在の私がある。ささやかな贈り物への礼状には「私は何にもしていないのに。」といつも記されていた。卒業の時、「毎日1時間ずつ本を読みなさい」というアドバイスをいただいたが守ることが出来なかった。



(竹内)

## 確定申告特集

申告書の提出が必要な方のうち、主なものは以下のとおりです。

### < 所得税 >

#### 1. 給与所得がある方

- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方
- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料等を受け取っている方

#### 2. 他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方

各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です。また、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例等、一定の特例の適用を受けようとする方などは確定申告書の提出が必要です。

### < 消費税 >

#### 1. 平成19年分の課税売上高が1,000万円を超えている事業者の方

#### 2. 平成19年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成20年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出されている方

### < 贈与税 >

#### 1. 相続時精算課税制度の適用をする贈与を受けた方

#### 2. 住宅取得等資金の非課税制度(非課税額500万円)の適用をする贈与を受けた方

#### 3. 平成21年中に110万円を超える贈与を受けた方

#### 4. 以下の特例の適用をする贈与を受けた方

配偶者控除(配偶者控除額2,000万円)など

申告をすれば所得税が戻ってくる可能性がある方のうち、主なものは以下のとおりです。

#### 1. 上場株式の譲渡損失がある方

平成21年分の所得税の確定申告から、**上場株式等の譲渡損と配当等との損益通算**が可能となりました。ただし、損益通算をする場合の配当所得は申告分離課税による申告に限られるとともに、確定申告書の提出が必要です。

#### 2. 中途退職して年末調整を受けていない方

#### 3. 住宅ローン控除を受ける方(初年度) 医療費控除・寄付金控除・雑損控除を受ける方

従来の住宅ローン控除に加え、今年分より自己資金で住宅を改修(バリアフリー・省エネ・耐震)または新築(200年住宅)された場合に**税額控除**ができる場合がございます。ご自宅の新築・改修をされた方、されるご予定の方は、一度当社へお尋ねください。

所得税・贈与税の申告納税は平成22年3月15日(月)まで、消費税及び地方消費税の申告納税は平成22年3月31日(水)までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、申告所得税の振替日は平成22年4月22日(木)、消費税及び地方消費税の振替日は平成22年4月27日(火)です。さくら税理士法人では、電子申告を推進しております。

(坂田)



## 社会保険の手続きについて

平成22年1月1日より日本年金機構が発足しました。

これまでの社会保険事務所は【年金事務所】と名称が変りました。

体制の変更により、当事務所に送られて来ていた各種届出書類の決定通知書（控えの書類）が1月処理分より、直接各事業所に送付される事になりました。

決定通知書が届きましたら、当事務所までFAXにて送信くださいます様、お願い致します。

（尚、取得の場合、保険証の入手が暫定的に2～3週間かかっています。）

送付される控えの書類の主なもの

健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書

健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書

これらの書類は、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎や経営審査の際に必要となりますので、大切に保管して下さい。

（御申出により、当事務所がお預かりして保管も致します。）

各種決定通知書についてご不明な点がある場合はお問い合わせ下さい。

（岩佐）

### 2月の税務

- |  |   |
|--|---|
| <p>1 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付<br/>納期限・・・2月中において市町村の条例で定める日</p> <p>2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付<br/>納期限・・・2月10日</p> <p>3 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社<br/>団等の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法<br/>人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞<br/>申告期限・・・3月1日</p> <p>4 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期<br/>間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞<br/>申告期限・・・3月1日</p> <p>5 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費<br/>税・地方消費税＞<br/>申告期限・・・3月1日</p> | <p>6 6月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消<br/>費税・法人事業税・法人住民税＞<br/>・・・半期分<br/>申告期限・・・3月1日</p> <p>7 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決<br/>算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税<br/>&gt;<br/>申告期限・・・3月1日</p> <p>8 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決<br/>算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決<br/>算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞<br/>申告期限・・・3月1日<br/>税理士記念日・・・2月23日</p> |
|--|---|

### 2月の社会保険労務

- |  |  |
|--|--|
| <p>10日 一括有期事業開始届＜概算保険料160万円未満：<br/>請負金額19,000万円未満の工事<br/>（労働基準監督署）</p> <p>28日 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）<br/>健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使<br/>用）状況報告書提出（社会保険事務所または健康<br/>保険組合、公共職業安定所）<br/>じん肺健康診断実施状況報告（労働基準監督署）</p> | <p>支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有<br/>する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現<br/>況届<br/>旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を<br/>迎える者）現況届</p> <p>生活習慣病予防週間（1日～7日）</p> |
|--|--|



政府が変わって税金や社会保険はどう変わるの!?

そんな疑問にお答えします!



### 研修会のご案内

- 日時 平成22年2月15日(月) 14時00分～16時40分
- 場所 徳島県立障害者交流プラザ3F 研修室1  
徳島市南矢三町2丁目1-59 TEL:088-631-1000
- 研修内容 「労働法・社会保険法 改正のポイント」について  
社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貫場 恵子  
14時00分～15時00分  
「平成22年度税制改正」について  
さくら税理士法人 公認会計士・税理士 大寺 健司  
15時10分～16時40分
- 費用 無料ですが、事前の申込をお願いします。  
ご出席の皆様はお忘れなく、まだ申し込み受付中です!!

#### (資産税係)

##### 住宅取得等資金贈与の非課税特例の税制改正

先月号にてお伝えしました『住宅取得等資金贈与の非課税特例』につきましては、先日閣議決定された平成22年度税制改正大綱によりますと、非課税枠が現行の500万円から1,500万円まで拡充されることになるようです。

平成22年中に贈与を受けた者...1,500万円

平成23年中に贈与を受けた者...1,000万円

適用期限...平成23年12月31日

受贈者の所得(要件追加)...2,000万円以下

これに伴い、下記についても改正されるようです。

相続時精算課税制度のうち、住宅取得等資金の贈与の特例の上乗せ(1,000万円)...**廃止**

相続時精算課税制度(2,500万円)の住宅取得等資金贈与の場合の年齢要件の特例...2年延長

暦年贈与の非課税枠110万円...現行どおり

平成22年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されますが、平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、改正前の制度と選択して適用できます。(久保脇)

#### (建設係)

##### 住宅版エコポイント

テレビやエアコンなどの家電にエコポイントが付くように、住宅の建築やリフォームにもエコポイントが付く制度が創設されました。

新築については平成21年12月8日以降に建築着工したものの、リフォームについては平成22年1月1日以降に着工したもので、それぞれ平成22年12月31日までに着工したものに限り、持家・借家、一戸建ての住宅・共同住宅等の別によらず、以下のような工事が対象となり、最大30万ポイントが発行されます。

- ・新築住宅:省エネ判断基準を満たす外壁、窓等を有する住宅

- ・リフォーム:窓や外壁、屋根・天井又は床の断熱改修や併せて行うバリアフリー工事

詳しい基準や概要は国土交通省ホームページを参照または建築会社へお尋ねください。

これから新築やリフォームをお考えの方は金額が大きいので一考の価値があるのではないのでしょうか。(岸上)

#### (会計制度)

##### 税務と会計の相違点

今回は、「会計」の定義について補足説明をさせていただきます。

我々は、決算書等の説明をする際、「税務(税法)と会計は異なる」という文言を使うことがあります。本欄においても、税務と会計を区分しています。では、いったいどこが、何故に、異なるのでしょうか?

まず、言葉のトリックがあります。上記の「税務」は税務会計を、「会計」は財務会計を(一般的には)意味します。両者は、会計という分野に属し、(正規の)簿記の原則に従うという点においては共通しているのです。

但し、一点だけ異なる点があります。それは、「目的」です。税務会計が税務申告のための会計であるのに対し、財務会計は企業外部の利害関係者に対し企業の実態を報告するための会計です。つまり、報告する相手が異なるために、各々の目的に応じた複数の会計が存在しているのです。

(渡邊)

#### (医療係)

##### 医師等の発行する領収書の印紙税

確定申告の還申受付も始まり、還付申告の為に「医療費の領収書」を利用することが多いと思いますが、医師や歯科医師が業務上作成する受領書(領収書)には金額の多寡に関係なく印紙の添付は必要がないです。

どうしてなのでしょう・・・。

商売などに伴い売上代金に係る金銭の領収書を発行した場合、1通につき3万円以上の記載のあるものはすべて印紙を添付し、印紙税を納税しなければならないことになっています。しかし、医師や歯科医師がその業務上作成する領収書は、税務上「営業に関しない領収書」として取り扱われ、印紙税の納税義務が生じないこととされています。ちょっと得した気分になりますね。

(印紙税法基本通達 第17号文書25に「[医師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、獣医師等]の作成する領収書は、営業に関しないものと認められ印紙の貼付は必要でない。」との旨記述があります。)

(田中)

私たち「さくら合同事務所」は、現在、役職員総勢40名です。担当者以外ほとんど知らない・・・という方も多い事でしょう。皆様に「さくら事務所」をより知っていただくため、今月号より半年にわたって、役職員の紹介をしていきたいと思ひます。当事務所にお越しの際には、ぜひ探してみてくださいね(^o^)/



(平野)

## 税務部部長・資産税課課長 船野 修司

私の趣味はオーディオ、主に50年代のジャズを聴きます。女性ボーカル、ピアノトリオ、カルテットなどを好んで聴きます。50年代はようやくステレオ録音が始まりプレイヤーに限らず技術者たちも懸命に取り組んだ時代でした。「当時の音を再現すべし」と時代に逆行し、いつの間にか真空管のアンプに囲まれるようになってしまいました。真空管のほのかで幻想的な明かりの中でジャズが流れてくるともう時の経つのは忘れてしまいます……。次回は別のお話で。それでは！！



(船野)

## 税務部 第1課 課長 木下 浩明

第一課の課長を務める木下と申します。

『人事を尽くして天命を待つ』(意味：人としてできるかぎりのことを実行し、その結果は天の意思にまかせる。)をモットウとしております。

お客様との会話の中に、いい仕事ができる源泉があると思っております。

言い過ぎることもあると思いますが、今後ともよろしく申し上げます。



(木下)

## 税務部 第2課 課長 井上 秀昭

税務部第2課課長の井上です。自己紹介せよ、との社命を受けましたが、部下には自分で自分を誉めるのは愚かなことだ、とも釘を刺されました。従いまして、**両手に余る長所**の中から一つだけ、自慢させて頂きます。私はその恐ろしさを皆に知らしめるためだけに、あえて所内で真っ先に新型インフルエンザに感染し、率先して尿路結石を保有致しました。そんな自己犠牲の精神を評価して頂ければ幸いです。




(井上)

## 税務部 第3課 課長 北内 直樹

3課の課長は一見『強面?』ですが・・・実はとっても気さくで面倒見がよく、相談や雑談に親切によくノックくれます。とある課員との会話では、まるで喧嘩をしているのか!?と周りが驚いていました。

仕事面では、疑問に思うことがあると自分が納得するまで調べるような、ある意味職人気質の人です。

趣味は洗車で、いや車で・・・事務所の車輻部(そんな部署はない!)の役割もはたしています。

(課員一同)

## 税務部 第4課 課長 森崎 ふく子

昭和62年9月出戻りで入社し、いごごちが良かったのか?早20年が過ぎてしまいました。私が今一番考えることは、これから先いかに健康に過ごすか、テレビ等で健康に関する番組があると食い入るように見て、取りあえずマネをしてみるが・・・続きません。主人と年老いた愛犬モモとともに元気に暮らし、仕事にも頑張れるよう体調を管理し色々なことに興味を持ちたいと思っています。





(森崎)

## 税務部 第5課 課長 坂東 智也

ば しっと白黒つける  
ん ~っと仕事に厳しい  
ど Sの課長ですが  
う そのような私生活  
と っても優しいVIPなのに  
も っとかまって私たち  
や っぱり無理ですよ~(- -;)

(課員一同)

## 社会保険部門 部長 西谷 文彰

社会保険部門の部長は焼酎と煙草が大好きで、両方毎日欠かせません。でも、朝・夕愛犬トムと計2時間程の散歩を日課とし、健康にも気をつけています(自称)。最近、喜美子先生に頂いた**手編みの帽子**をかぶり、悩みである薄くなってきた頭もホカホカです。 そんな部長の仕事は、交通事故・労災事故の手続きであり、年間200人近くの初対面の人と面会しているため、対応には気を配り、日々努力をしています。(社保一同)

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。